

〔住宅融資債務者専用火災保険〕

項 目	内 容
	火災保険は、商品毎に補償範囲・免責条項が異なります。ご購入の際は「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり」「パンフレット」を必ずご覧ください。
1.商品内容	火災のみならず、風水害、盗難等、お住まいや家財のさまざまな損害を補償（補償範囲は商品により異なります。また家財については、家財保険を別途付帯した場合のみ補償の対象となります）
2.引受保険会社	<ul style="list-style-type: none"> ・東京海上日動火災保険（株） ・三井住友海上火災保険（株） ・（株）損害保険ジャパン日本興亜 ・日新火災海上保険（株） ・あいおいニッセイ同和損害保険（株）
3.販売対象（契約者）	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅ローン等利用者（住宅の定義：「居住の用に供する建物」） ②アパートローン等利用者（アパートの定義：「居住の用に供する賃貸建物」）
4.保険の目的	<p>融資対象建物で、以下の条件をすべて満たす物件</p> <p>(1)住宅物件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①債務者またはその扶養親族の居住物件であること ②保険目的建物について融資残高があること ③常時家財が備えてあること（空き家は不可） <p>(2)アパート物件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居住用の物件であること ※賃貸部分の1戸でも居住用があれば居住用となります。 ②保険目的建物について融資残高があること ③賃貸建物の所有者が個人であること
5.被保険者	上記の保険目的建物所有者
6.保険期間	2年以上10年以下の整数年（融資期間+1年を上限とする）
7.共同取扱代理店	（株）静岡銀行、静岡保険総合サービス（株）の両代理店が、業務を分担して取扱います
8.地震保険	<p>主契約の火災保険に付帯して契約（中途付帯も可能）</p> <p>（火災保険だけでは地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません）</p>
9.注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ①火災保険は預金等ではなく、預金保険の支払対象とはなりません。 ②火災保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象商品ですが、保険会社の経営が破綻した場合、保険金や解約返戻金が削減される可能性があります。 ③火災保険契約の申込み有無が、お客様とのその他の銀行取引に影響を及ぼすことは一切ございません。
10. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772